2　〔略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	四、九九七円
町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　豊田市　大阪市　名古屋市　神戸市	四、八七一円
さいたま市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、八四〇円
	四、七四五円
	四、六八三円
	四、五五七円

札幌市　栃木市　前橋市　町村　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、四六二円
上記以外の市	四、三六八円

2　〔同上〕

3　被保護者が、その自立に困難を伴うと認められるときは、相当の期間、第一項の額に、被保護者一人一日につき、二千三百円を加算する。ただし、各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、この限りでない。

4　認可事業者が、第三条に規定する措置の委託を受けるため、被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を更生保護施設に配置したときは、一人一日につき六千八百四十円を支弁する。

第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	四、九五七円
町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　八王子市　豊田市　大阪市　名古屋市　神戸市	四、八三二円
さいたま市　小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市　仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、八〇〇円
	四、七〇七円
	四、六四四円
	四、五一九円

札幌市　栃木市　前橋市　町村　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、四二五円
上記以外の市	四、三三二円